

茨木市教育委員会の後援等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市教育委員会の後援等に関する規則（昭和52年茨木市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、民間の団体等（第3及び第4において「団体等」という。）、国又は他の地方公共団体が実施する行事その他の事業（以下「事業等」という。）に対し、茨木市教育委員会（以下「委員会」という。）が後援、推薦及び協賛（以下「後援等」という。）をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 委員会が、事業等の趣旨に賛同し、応援の意を表して、委員会の名義の使用をもって支援することをいう。
- (2) 推薦 事業等に対し推奨の意を表することにより支援することをいう。
- (3) 協賛 事業等に対し賛同の意を表することにより協力することをいう。

(承認の基準)

第3 後援等を承認することができる事業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の教育、学術、文化の振興に寄与するものであること。
- (2) 広く市民に参加を求める公共性を有するものであること。
- (3) 茨木市内を中心に活動している団体等による事業等又は茨木市民を対象とする事業等であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 教育の目的を阻害するおそれのあるもの
 - イ その事業等の性質、規模等により教育効果の著しくないもの
 - ウ 売名及び営利を主たる目的とするもの
 - エ サークル、教室等の活動発表等を目的とするもの
 - オ 政治的若しくは宗教的な活動を目的とするもの
 - カ 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（次号オにおいて「暴力団等」という。）を利することとなるもの
 - キ その他委員会が不適当と認めるもの
- (5) 団体等が実施する事業等にあつては、次のいずれにも該当する団体等が実施するものであること。
 - ア 委員会が推進する施策に関連する活動等を行っていること。
 - イ 定款、規約、会則等により運営され、団体等の設置目的が明らかであること。

ウ 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体等であること。

エ 暴力団等が関与しない団体等であること。

オ 当該事業等を実施するために組織された実行委員会等以外の団体等にあつては、活動実績があること。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、当該事業等が特に本市の教育、学術、文化の振興に寄与するものであり、後援等を承認することが適当であると認めるときは、当該事業等の後援等を承認することができる。

(承認の申込み)

第4 後援等の承認を受けようとするものは、茨木市教育委員会後援等承認申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体等の定款、規約、会則等
- (4) 団体等の役員等が分かる書類
- (5) その他委員会が必要と認めるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、前項に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(承認の決定)

第5 委員会は、第4の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて承認を決定し、申込者に対し茨木市教育委員会後援等承認決定通知書（様式第2号）により通知する。

(順守事項等)

第6 後援等の承認を受けたもの（第7及び第8において「承認者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 事業等の実施において生じた事故、災害及びトラブルについては、全て主催者の責任で処理すること。
- (2) ポスター、パンフレットその他後援等により作成したもの（次項において「作成物」という。）については、公表する前に委員会に1部提出すること。
- (3) 事業等中止し、又は事業等の内容を変更する場合は、速やかに委員会にその旨を茨木市教育委員会後援等承認事業内容等変更・中止届出書（様式第3号）により届け出なければならない。
- (4) その他委員会の指示に従うこと。

- 2 委員会は、作成物又は事業等の内容の変更について、適当でない部分があると認めるときは、修正、削除その他必要な指示を行うことができる。

(事業報告)

第7 承認者は、事業等終了後、茨木市教育委員会後援等承認事業報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、事業等の終了の日の翌日から起算して60日以内に委員会に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他委員会が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、前項に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(承認の取消し)

第8 委員会は、承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により承認を受けたとき。

(3) 委員会に報告をせずに事業等を中止し、又は事業等の内容を変更したとき。

(4) 委員会の指示に従わなかったとき。

(5) その他委員会が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により後援等の承認が取り消されたことによる損害は、承認者が負うものとし、委員会はその責めを負わない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、後援等について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から実施し、実施の日以後に申込みのあった後援等について適用する。

所在地
団体名
代表者名

後援等の承認を次のとおり申し込みます。

- 1 後援等の種類 (後援 ・ その他の場合 ())
後援等使用方法 ()
- 2 事業名
- 3 事業の目的
- 4 主催者
- 5 日時及び場所
- 6 参加対象及び参加予定人数
- 7 参加費、入場料等
- 8 茨木市教育委員会以外にも後援等の依頼を予定している場合は、その申込先
(茨木市など)
- 9 担当者の連絡先
- 10 その他
- 11 添付書類
(1)
(2)

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市教育委員会

印

茨木市教育委員会後援等承認決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった後援等について、次のとおり承認します。

- 1 後援等の種類
- 2 事業名
- 3 主催者
- 4 日時
- 5 場所
- 6 その他

（注意事項）

- 1 事業等の実施において生じた事故、災害及びトラブルについては、全て主催者の責任で処理すること。
- 2 ポスター、パンフレットその他後援等により作成したものについては、公表する前に委員会に1部提出すること。
- 3 事業等を中止し、又は事業等の内容を変更する場合は、速やかに委員会にその旨を茨木市教育委員会後援等承認事業内容等変更・中止届出書（様式第3号）により届け出なければならない。
- 4 事業等終了の日の翌日から起算して60日以内に事業報告書を提出すること。提出が無い場合には、次回の後援等に対して承認をしないことがあります。

年 月 日

（届出先）茨木市教育委員会

所 在 地

団 体 名

代表者名

茨木市教育委員会後援等承認事業内容等変更・中止届出書

年 月 日付け茨 第 号において後援等の承認を受けた事業について、次の
とおり事業内容等に変更・中止がありましたので届け出ます。

- 1 後援等の種類
- 2 事業名
- 3 変更・中止事項
- 4 変更・中止理由
- 5 変更・中止年月日

年 月 日

（報告先）茨木市教育委員会

所 在 地

団 体 名

代表者名

茨木市教育委員会後援等承認事業報告書

年 月 日付け茨 第 号において後援等の承認を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 後援等の種類

2 事業名

3 主催者

4 日時

5 場所

6 参加人数

7 添付書類

(1)

(2)